

京都市下水汚泥焼却灰の売却に係る募集要項

京都市上下水道局では、下水処理により発生する汚泥の焼却処理を行い、埋立処分量の減量化を図っています。この焼却処理により発生する焼却灰については、土壌改良材等の原料として再利用が可能であることから、資源を有効に利用するため希望される方に売却いたします。

記

1 売却物の種類等

種 類	流動炉焼却灰	階段炉焼却灰
		
性 状	加湿灰	加湿灰
単 価 (1 トン当たり)	2 2 0 円	2 2 0 円

※ 単価については、消費税及び地方消費税相当額を含む。

2 売却量について

売却量については、申込を受けたのち、日々の運転状況にあわせて別途調整させていただく場合があります。

※ 売却単位は 1 トン単位とします。

3 購入申込について

(1) 申込期間

令和 7 年 4 月 2 1 日（月）～令和 8 年 3 月 1 3 日（金）

(2) 申込方法

別紙 1 「京都市下水汚泥焼却灰購入申込書兼誓約書」に必要事項をご記入のうえ、下水道部施設課へ郵送、電子メール等にて送付又は持参してください。

先着順で引渡し調整をさせていただきます。

※ 購入申込書は、上下水道局ホームページからダウンロードできます。

- (3) 問合せ先及び申込先
京都市上下水道局下水道部施設課
(〒601-8116 京都市南区上鳥羽鉾立町11番地3)
TEL 075-672-7833
電子メール g.shisetsu@suido.city.kyoto.lg.jp

4 申込資格

申込みができる方は以下のいずれの条件も満たす方とします。

- (1) 別紙1「京都市下水汚泥焼却灰購入申込書兼誓約書」の誓約内容に同意していただける方
- (2) 別紙2「下水汚泥焼却灰売却条件について」の内容をご確認いただき、全条件を遵守いただける方
- (3) 引渡し場所(京都市上下水道局鳥羽水環境保全センター)から御自身で持ち帰ることができる方(ホッパーの構造上、原則10トントラックでの引渡しとなります。)

5 引渡方法等

- (1) 場 所 鳥羽水環境保全センター
- (2) 期 間 令和7年4月21日(月)～令和8年3月31日(火)
午前9時～午後4時
(ただし、正午から午後1時まで及び土・日曜日、祝日、年末年始を除く。)
- (3) 引渡方法 トラックによるホッパー直取り
(トラックの荷台に直接受け取ること)

※ 炉稼働状況によって引渡し可能数量が変動するため、引渡し数量及び日時について、担当課(鳥羽水環境保全センター汚泥処理課)と事前に調整が必要です。

6 注意事項

- (1) お引渡し後の汚泥焼却灰の返品・交換はできません。
- (2) 提出いただきました「京都市下水汚泥焼却灰購入申込書兼誓約書」の返却は行いません。記載された個人情報については、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等を遵守して取り扱います。
- (3) 本要項について疑義が生じた場合は、お申込み前にお問合せください。

7 その他

営利を目的とせず、学術研究や新技術・改良技術の開発に取り組まれている企業や大学等への試料提供(無償)も併せて実施しています。

また階段炉焼却灰については、令和7年1月27日に「みやこのみらいα」との名称で肥料登録(生第109221号)しています。

これらについて、ご質問等ございましたら京都市上下水道局下水道部施設課(本要項3-(3))にお問合せください。